

平成30年度 やまがた里の暮らし推進機構交流事業交付金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、やまがた里の暮らし推進機構（以下、「推進機構」という。）が、川西町の地域力の維持・向上を目的とした交流事業に対し交付する「やまがた里の暮らし推進機構交流事業交付金」（以下、「交付金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 交付金の交付対象となる団体は、第1条に掲げる目的に沿った事業を実施する団体で、次の各号を満たすものとする。

- (1) 事業を完遂する見込みがあること
- (2) 代表者が明らかであること
- (3) 会計経理が明確であること
- (4) 団体の構成員に川西町民を含んでいること
- (5) 推進機構が行う事業に積極的に参加・協力すること

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 町民と町外住民・町内住民同士が交流する事業
- (2) 町民と町外住民が新たに交流を行うきっかけとなる事業
- (3) その他、目的に沿った内容と認められる事業

2 前項に該当する事業であっても、次の各号いずれかに該当する場合は交付対象外とする

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の個人または団体の利益にのみ寄与する事業
- (3) 政治及び宗教活動に関する事業
- (4) その他、審査会が交付金事業としてふさわしくないと認めた事業

3 活動の一部として収益事業を営む場合であっても、営利を目的としない公益活動と認められる場合は、交付対象とする。

4 交付対象となる事業について、次の各号において掲げる条件を設けるものとする。

- (1) 事業告知、並びに事業において使用する資料、作成する成果品や頒布物等に「平成30年度 やまがた里の暮らし推進機構交流交付金事業」と表記すること
- (2) 事業実施時の参加者人数を把握すること

(交付金額)

第4条 交付金額については5万円を上限とし、事業を実施するために必要な費用であればその内容を問わない。ただし、人件費及び酒類を伴う飲食代を除く。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする団体は、交付金交付申請書（様式第1号）に交付金事業計画書（様式第2号）及び必要書類を添付して推進機構へ申請するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 推進機構 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を第14条に定める審査会に諮るものとする。

2 推進機構 理事長は交付金の交付の適否を決定したときは、速やかに申請者に対し、交付金交付決定通知書（様式第3号）により結果を通知するものとする。

(概算払い)

第7条 推進機構 理事長は、事業の遂行に特に必要があると認めるときは、交付金の概算払いをすることができる。

2 事業実施団体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(変更等の届出)

第8条 事業実施団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、交付金変更承認申請書（様式第5号）を推進機構 理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）を変更し、または廃止しようとするとき。

(2) 交付決定事業がその事業年度内に完了しないとき、又は完了する見込みがないとき。

2 推進機構 理事長は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、変更内容を審査し、適当と認められるときは、交付金変更承認書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付金の返還)

第9条 推進機構 理事長は、事業実施団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 交付金を交付対象事業以外の用途に使用したとき

(2) 前条第1項各号の規定に該当するとき

(3) 虚偽その他不正な手段により交付金を受けたとき

(状況報告)

第10条 事業実施団体は、推進機構 理事長から事業の実施状況について報告を求められたときは、交付金状況報告書（様式第7号）により報告するものとする。

(実績報告)

第11条 事業実施団体は、交付金実績報告書（様式第8号）を交付金対象の事業が完了してから起算して30日以内に推進機構 理事長に提出するものとする。なお、最終を年度末3月31日とする。

(精算)

第12条 推進機構 理事長は、前条の交付金実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは定められた額を交付するものとする。

2 事業実施団体が、第8条において概算払いを受けており、事業完了時点において残額が生じている場合、事業が完了してから起算して30日以内に残金を返金するものとする。なお、最終を年度末3月31日とする。

(関係書類の保管)

第13条 事業実施団体は、交付金に係る経費の収支を明らかにした書類および関係諸帳簿を整備し、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(審査会の設置)

第14条 第7条の規定による交付金の交付の適否に関する審査を行うため、やまがた里の暮らし推進機構交付金事業審査会（以下、「審査会」とする。）を設置する。

2 審査会はやまがた里の暮らし推進機構 理事長、副理事長、常務理事、事務局長で構成する。

3 申請者は、審査会において事業の説明を行わなければならない（プレゼンテーション）

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は推進機構 理事長が別に定める。